

## 半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内において環境性能に優れた次世代自動車の普及を図り、温室効果ガス排出量の排出削減に寄与することに加え、災害時の活動継続性の向上を図るため、次世代自動車を新規購入する者に対し予算の範囲内で交付する半田市次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 次世代自動車 次に掲げる車両をいう。

ア 燃料電池自動車 水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第58条に定める自動車検査証（以下「車検証」という。）の燃料の種類欄に水素（圧縮水素）と記載されているものをいう。

イ 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、内燃機関を有さないものをいう。車検証の燃料の種類欄に電気と記載されているものをいう。

ウ プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、車検証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

(2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、法第8条の規定による新車登録及び法第60条の規定による車検証の交付を受けることをいう。

(3) 車両本体価格 付属品、保険、登録等の車両以外に係る費用及び消費税並びに地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 個人にあっては、非営利目的で次世代自動車を購入した、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ア 当該次世代自動車の初度登録日前6月以上引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること。

イ 当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に使用者として記載されている者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 市税を滞納していない者であること。

(2) 法人にあっては、自らの事業に使用する目的で燃料電池自動車を購入した、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ア 当該次世代自動車の初度登録日前6月以上引き続き市内に本社、支社又は支店等を置いていること。

イ 当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置として市内の所在地が記載されていること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 市税を滞納していない者であること。

(3) 個人事業主にあっては、自らの事業に使用する目的で燃料電池自動車を購入した、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ア 当該次世代自動車の初度登録日前6月以上引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、且つ個人事業の所在地が半田市にあること。

イ 当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置として市内の所在地が記載されていること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 市税を滞納していない者であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第1補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 申請は、同一年度内において1回限りとする。ただし、同一の車両に係る申請は、年度に関わらず1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該次世代自動車の初度登録日から起算して90日を経過した日（当該日が3月31日以降となる場合は3月31日）までに、半田市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

なお、提出の期限日は、当該日が半田市の休日を定める条例（平成元年半田市条例第29号）に定める市の休日である場合は、前開庁日とする。

- (1) 購入した次世代自動車の自動車検査証記録事項の写し
- (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書
- (5) 個人事業主にあつては、事業を行っていることが確認できるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があつたときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは半田市次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに半田市次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、市長に半田市次世代自動車購入費補助金交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があつたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やかに半田市次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（取得財産の処分）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、財産処分届出書（第7号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（第8号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第2に定める額との合計額について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を市に返還させることができる。

（調査）

第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき30万円
電気自動車	1台につき10万円
プラグインハイブリッド自動車	

別表第2（第10条関係）

新車登録の日からの経過年数	補助金返還額
1年未満	補助額全額
1年以上2年未満	補助額に4分の3を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助額に4分の2を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助額に4分の1を乗じて得た額